渋川市工事一時中止ガイドライン

目 次

1	ガイドライン策定の背景	P 1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	P 2
3	発注者の中止指示義務	Р3
4	工事の中止【契約約款の規定】	P 4
5	工事を中止すべき場合	P 5
6	中止の指示・通知	P 6
7	基本計画書の作成	P 7
8	請負代金額又は工期の変更	P 8
9	増加費用の考え方	P 9
	(1)本体工事施工中に中止した場合	P 9
	(2)契約後準備工着手前に中止した場合	P 1 1
	(3)準備工期間に中止した場合	P 1 2
1	O 様式(参考)	P13~P17

1 ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事の現状

一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合に おいても、やむを得ず条件明示を行い発注を行っているが、 契約後においても協議等が成立せず施工できない場合がある。 契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴 う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況

に陥る場合がある。

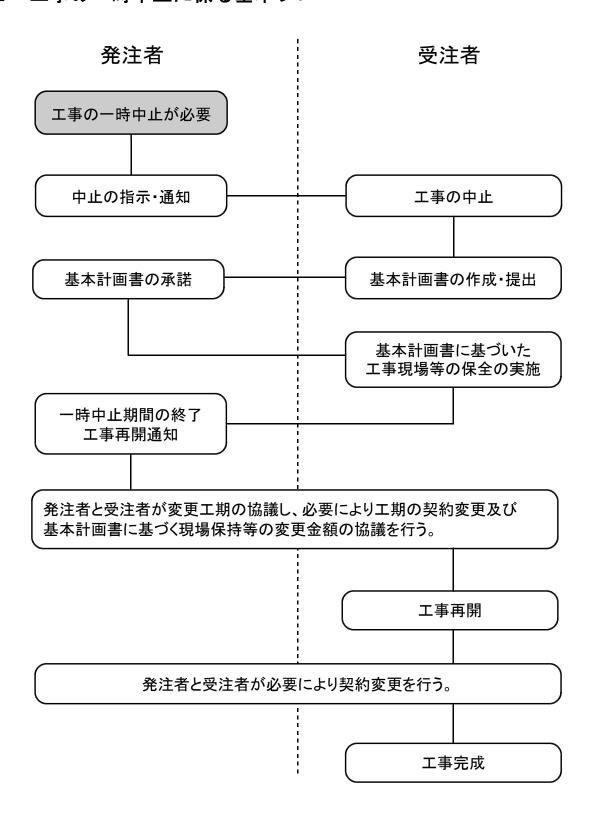
◆現状における課題

受注者の責めに帰すことができない事由により施工ができなくなった工事については、発注者が工事の一時中止の指示を行わなければならないが徹底されていない。

◆ガイドラインの策定

発注者は契約約款第20条に該当した場合、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。適正な対応を行うため、土木工事においては国土交通省関東地方整備局『工事一時中止に係るガイドライン(案)』の中で、営繕工事においては国土交通省官庁営繕部『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』の中でそれぞれ『工事一時中止ガイドライン』を策定している。本ガイドラインは両ガイドラインに準じて策定しており、本ガイドラインに明記していない事項については、それぞれの取り扱いによるものとする。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



一時中止期間中に完成期日を越える場合は、暫定的に工期の変更契約を行う。

3 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者 と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指 示する。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合 受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工 事が中止状態となる。このような場合に発注者が工事を中止させなけ れば、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず 負担を受注者が負うこととなる。

契約約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連することから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに 適切に運営されることが望まれる。



発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は 請負代金額等を適正に確保する必要がある。

- 注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。
 - ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 - ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅 な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル:国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の解除権)第46条第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超える場合」を目安とする。

4 工事の中止【契約約款の規定】

- ◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工でき ないと認められる場合
 - ①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工で きないと認められるとき
 - ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【契約約款第20条第1項】

- ※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

【契約約款第20条第2項】

5 工事を中止すべき場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合 (例示)
 - 〇設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため (約款第18条)施工を続けることが不可能な場合等
 - 〇設計変更等により手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある 場合
 - 〇同一現場内に複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契 約済みの工事の施工ができない場合
 - ○同一現場内に複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、 他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - 〇同一現場内に複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない 状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合

- ②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合 (例示)
 - ○地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
 - 〇埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
 - ○天災等により地形等に物理的な変動があった場合
- 〇妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった 場合

6 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、 工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければな らない。【契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権等

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止する ことができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間 については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、 通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたとき に再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

7 基本計画書の作成

- ◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、 発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場 の管理に関する計画の作成を指示する。
 - ◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって 行う。
 - 「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。
 - ◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場 の管理は必要であることから受注者は基本計画書を提出し、受発注者 間で協議する。
 - ◇基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
 - ◇一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が 生じる場合、受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び 建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- ※概算金額を記載する。一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

8 請負代金額又は工期の変更

- ◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。 【契約約款第20条3項】
- ◇「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味 する。
- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響が ない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接 経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

工期の変更

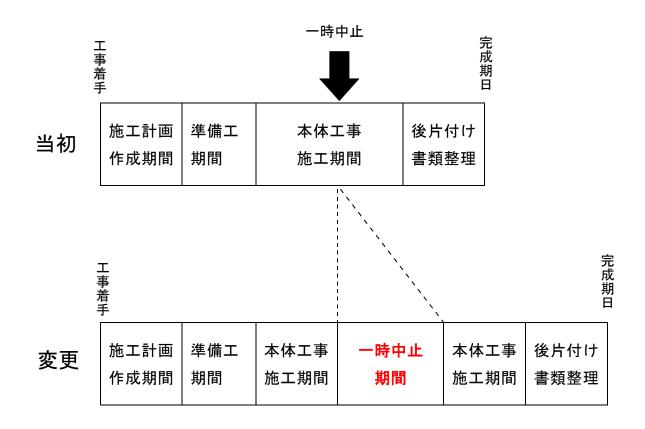
- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合も ある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期する ことも可能である。

9 増加費用の考え方

(1)本体工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制 の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期 となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。



■増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容 について積算する。

■増加費用の積算

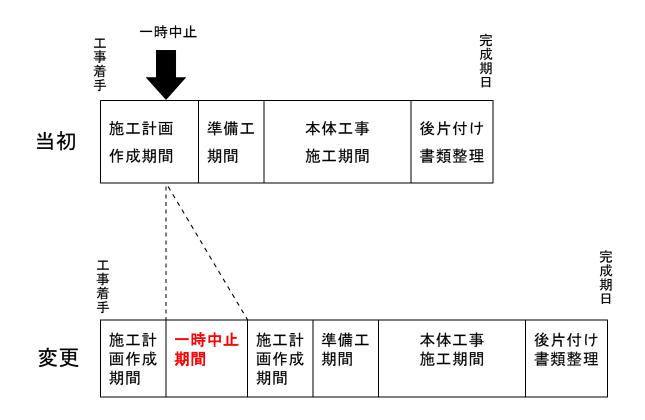
◆土木工事は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に 算定することとし、算定方法 は【群馬県県土整備部 積算基準及び標準 歩掛(土木編)Ⅰ-10-①-1】のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

- ※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3か月程度 までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。
- ◆営繕工事は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に 受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定 する。
- ※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4か月の場合、4か月分の見積)を徴収する。
- ※増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、 材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本体工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ◆一時中止に伴う増加費用は計上しない。

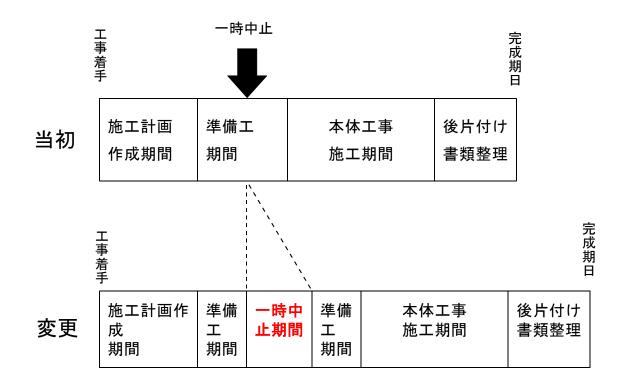


(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板の設置や測量等、及び 仮設を伴う現地調査等の本体工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

◇増加費用

- ○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 〇増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費(監理 技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定 される。
- 〇増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する(積算は受注者から見積を求め行う)



様式-1

令和 年 月 日

受注者 様

渋川市長 髙 木 勉 (〇〇課)

工事の一時中止について

工事名

工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日に契約した標記工事は、下記により工事を中止されるよう、契約書第20条の規定により通知します。

記

- ・一時中止を必要とする理由
- 一時中止の内容
- (1) 中止する工事の工種等
- (2) 中止する工事区域
- (3) 一時中止の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- (4) 中止期間中における工事現場の維持管理を別紙-1により行うこと。
- (5)基本計画書の提出 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式-2により提出し承諾を得ること。

別紙一1

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

様式-2

令和 年 月 日

渋川市長 髙 木 勉 様

受 注 者

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工事名

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、 別紙のとおり基本計画を提出します。

基本計画書

- 1 中止時点における内容
- (1) 中止する工種の出来高
- (2)職員の体制

人

(3) 労務者数

人

- (4)建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。

様式-3

令和 年 月 日

受注者 様

渋川市長 髙 木 勉 (〇〇課)

一時中止中の請負工事の再開について

工事名

中止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けの通知の標記工事は、令和 年 月 日より 再開されるよう通知します。